

議案第13号

飯能市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一 部を改正する条例（案）

飯能市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。第4号において同じ。）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。第4号において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第1項第8号の規定の適用については、この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格)	(布設工事監督者の資格)
第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。	第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。
(1)~(2) 省略	(1)~(2) 省略
(3) 学校教育法に基づく短期大学 <u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u> 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 <u>(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u> 、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(3) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(4)~(7) 省略	(4)~(7) 省略
(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
2 省略 (水道技術管理者の資格)	2 省略 (水道技術管理者の資格)
第4条 法第19条第3項に規定する条	第4条 法第19条第3項に規定する条

例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、
(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。第4号において同じ。)、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。第4号において同じ。)にあっては6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3)～(6) 省略

2 省略

例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者にあっては6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3)～(6) 省略

2 省略

三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

1 (施行期日)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
この省令の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第二項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したもののは、この省令による改正後の水道法施行規則第九条第三号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第二項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

○厚生労働省令第百四十八号

水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第四条第一項第六号の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十六日

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後
	改	正	前
(布設工事監督者の資格)			
第九条 合第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。			

一・二 (略)	(布設工事監督者の資格)	
	第九条 合第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。	

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

<p>六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は同法第一百四条第四項第一号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学、農学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）</p> <p>第二十五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">改</th> <th style="text-align: center;">正</th> <th style="text-align: center;">後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">第十条 （職員）</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2 （略）</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一・四 （略）</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">六・九 （略）</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">4・5 （略）</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>（職員）</p> <p>第十条 （職員）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一・四 （略）</p> <p>五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六・九 （略）</p> <p>4・5 （略）</p>		改	正	後	第十条 （職員）				2 （略）				3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。				一・四 （略）				五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）				六・九 （略）				4・5 （略）				<p>六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は同法第一百四条第四項第一号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学、農学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>
	改	正	後																														
第十条 （職員）																																	
2 （略）																																	
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。																																	
一・四 （略）																																	
五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）																																	
六・九 （略）																																	
4・5 （略）																																	

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

において同じ。)については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二・二 (略)

(試験委員の要件)

第四十条 法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上、国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財團法人その他これらに準ずるもの的研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三 (略)

(調理師法施行規則の一部改正)

第六条 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めることとする。

	改	正	後
(養成施設指定の基準)			

第六条 調理師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一・四 (略)

五 別表第一に掲げる教育内容(調理実習及び総合調理実習を除く。)を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校(以下この号において「大学等」という。)において修めた者であつて、当該大学等を卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程(第十四条の八第二号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後二年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められるものであること。

六・十四 (略)

(試験委員の要件)

第十四条の八 令第四条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 学校教育法に基づく大学において、調理、栄養若しくは衛生に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 学校教育法に基づく大学において、調理、栄養若しくは衛生に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上、国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財團法人その他これらに準ずるもの的研究機関において、調理、栄養又は衛生に関する研究に従事した経験を有するもの

二・三 (略)

(試験委員の要件)

第四十条 法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上、国、地方公共団体、一般社団法人その他これらに準ずるもの的研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三 (略)

(調理師法施行規則の一部改正)

第六条 調理師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一・四 (略)

五 別表第一に掲げる教育内容(調理実習及び総合調理実習を除く。)を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校(以下この号において「大学等」という。)において修めた者であつて、当該大学等を卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程(第十四条の八第二号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後二年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められるもの又は特殊な分野について教育上の能力があると認められるものであること。

六・十四 (略)

(試験委員の要件)

第十四条の八 令第四条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において、調理、栄養若しくは衛生に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 学校教育法に基づく大学において、調理、栄養若しくは衛生に関する科目を修めて卒業した者で、その後十年以上、国、地方公共団体、一般社団法人その他これらに準ずるものとの研究機関において、調理、栄養又は衛生に関する研究に従事した経験を有するもの

三・六 (略)

(試験委員の要件)

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む）又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

八 教育職員免許法に規定する小学校 中学校 義務教育学校 高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、二年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

附
則

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は義務教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

附 則
第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

(水道法施行規則の一部改正)
第五条 水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

改正後

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の支拂とするを以てする。

令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

水道技術管理

水道技術管理

第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科並びにこれらに相当する学科以外の学科を修めて卒業した
（当該学科を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条
第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む）後、同項第一号に
規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下
である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇
月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号

卷之三

(水道技術管理者の資格)
第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

令第四条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科並びにこれらに相当する学科以外の学科を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

○厚生労働省令第十五号

学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成三十年二月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(栄養士法施行規則の一部改正)

第一条 栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



(抜
粋)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百三十二条

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(学校教育法施行令の一部改正)

第一条 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「専門職大学院を含む。」を削り、「百四条第一項」を「百四条第三項」に、「次条第一項第一号」を「次条第一項第一号ハ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 専門職大学の課程(法第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。次条第一項第一号ロにおいて同じ。)の設置及び変更

第二十三条の二第一項第一号中「私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院(専門職大学院を含む。)の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の」を「大学に係る次に掲げる設置又は」に改め、同号に次のように加える。

イ 私立の大学の学部の学科の設置

ロ 専門職大学の課程の変更(前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更(当該区分の廃止を除く。)を伴うものを除く。)

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更